

第 1 1 章 医療安全と健康危機管理の推進

第1節 医療安全の確保

医療は、患者と医療従事者との信頼関係を基本に人命尊重が最優先すべきで、医療現場において、患者取り違えや、医療材料・機器に関連した医療事故等が発生する中、医療安全の確保は、医療行政上の最重要課題の一つです。

1. 現状と課題

医療の安全と信頼を高めるためには、医療関係者、関係団体、行政機関がともに医療安全対策に取り組むことが重要です。

平成19年4月に施行された「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律」で、すべての病院、診療所、助産所、調剤を行う薬局において、管理者（院長）及び開設者に対し、医療安全管理体制の確保及び院内感染防止対策について義務づけるなど、医療安全対策が強化されました。

- (1) ①医療に係る安全管理のための指針策定並びに周知徹底
②医療に係る安全管理の体制の確保及び推進のための委員会の開催
③医療に係る安全管理のための職員研修の実施
④医療機関内における事故報告等の院内報告体制の整備を制定しています。
- (2) さらに、院内感染防止対策においても、
 - ①院内感染対策の指針を整備
 - ②院内感染対策のための委員会の開催
 - ③従業者に対する院内感染対策のための研修の実施
 - ④医療機関内における感染症の発症状況の報告、その他の院内報告体制の整備
 - ⑤専任の院内感染対策を行う者の配置（特定機能病院）が義務づけられました。

2. 目指すべき方向

(1) 各医療機関等における安全管理体制の整備促進

各医療機関等における医療安全・院内感染防止対策に対する取について、立入検査等により安全管理体制が継続的に機能するよう点検・指導します。

医療従事者一人一人の、意識啓発や資質の向上を図り、医療安全に関して理解が深められるように「医療安全週間」（毎年11月、全国で実施）を利用するなど、医療安全の周知に努めます。

（２）医療に関する相談体制の充実

行政の医療安全相談窓口

県庁医療管理課及び県内各保健所7カ所に「医療安全相談窓口」を設置しており、医療に関する患者の苦情や相談等に迅速に対応しています。今後も、ホームページや広報誌の活用等により、県民に「医療安全相談窓口」を広く周知し、より身近な相談窓口となるよう目指していきます。

また、窓口寄せられた情報を医療機関等へ提供することにより、医療機関等の患者サービスの向上など、質の向上を図っています。

各保健所においては、医師、保健師、薬剤師、診療放射線技師、栄養士等が対応しています。

医療安全相談窓口

設置場所	所在地	電話番号
医療管理課	奈良市登大路町30(県庁内)	0742-27-9939(直通)
郡山保健所総務課	大和郡山市満願寺町60-1(奈良県郡山総合庁舎内)	0743-51-0191
桜井保健所総務課	桜井市粟殿1000(桜井総合庁舎内)	0744-43-3131(代表)
葛城保健所総務課	大和高田市大中98-4(高田総合庁舎内)	0745-22-1701(代表)
吉野保健所総務課	吉野郡下市町新庄15-3	0747-52-0551
内吉野保健所地域生活課	五條市本町3-1-13	0747-22-3051
奈良市保健所保険総務課	奈良市三条本町13番1号(教育総合センター内)	0742-93-8392